

平成26年度第1回横浜市子ども・子育て会議放課後部会 会議録	
日 時	平成26年5月8日（木）11時00分～12時00分
開催場所	関内駅前第2ビル 6G会議室
出席者	明石要一部会長、相原和行委員、大野功委員、橋本ミチ子委員、梁田理恵子委員、永井萬里子委員、工藤春治委員、森佳代子委員
欠席者	斎藤有厚委員、山手英樹委員
開催形態	公開（傍聴者5人）
議 題	<p><議題></p> <p>(1) 部会の検討事項、スケジュールについて</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準省令について</p>
決定事項等	平成26年度における部会の検討事項、スケジュールについて、放課後部会として事務局案を了承した。
<p><議事></p> <p>(1) 部会の検討事項、スケジュールについて</p> <p>(事務局) 資料3に基づき説明。</p> <p>(明石部会長) 部会としては年6回、かなりタイトなスケジュールですが、御協力のほどをよろしくお願いいたします。今の案について、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同) 異議なし。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準省令について</p> <p>(事務局) 資料4に基づき説明。</p> <p>(明石部会長) 今、厚労省のほうからこういう形の運営に関する基準の省令、法律よりも低いけれども、省令というものはかなり縛りが厳しいのですが、そういうガイドラインといいたいでしょうか、趣旨の基準が第1条から出てきております。これで、まず各委員の方々が今の説明をお聞きした範囲で、この辺はどうなのかという、何か疑問がありましたら、また質問なり意見なりがありましたら、お願いいたします。</p> <p>一番気になるのは、第9条の2項の専用区画の面積は、児童一人当たりにつき1.65平方メートル以上でなければいけないという基準です。この基準を既存の放課後児童健全育成事業所に適用すると、基準を満たせないところがあるのでしょうか。</p> <p>(事務局) はい。特に、放課後児童クラブにおいては基準を満たせないクラブがあります。</p> <p>(明石部会長) 放課後キッズクラブのほうはいいけれども、放課後児童クラブのほうが抵触すると。</p> <p>(事務局) 放課後キッズクラブについては、現在、定員はありませんが、17時以降の一か所当たりの平均的な利用人数は現在10人程度なので、今後定員を設けるとしても、それぞれまだ余裕があるかと思えます。</p> <p>放課後児童クラブのほうは、御希望の方が多くなってしまってお断りするケースはあるかもしれませんが、今のところ定員については運営主体に任せています。ただ、これからは専用面積を1.65mで割り返せばそれを上限として定員を運営規定に定めることになり、それ以上は利用者を入れられないこととなります。</p> <p>(明石部会長) そうして定員を決めると、そこに入れられない待機児童が生じかねないこととなりますね。</p> <p>(大野委員) 先ほど、この面積基準を満たしていないクラブが約90カ所あるとおっしゃっていましたが、そういうクラブが今より広い場所に移転するにしても、空いている物件があればいいですが、今利用している子</p>	

どもたちの数に見合ったところがなかなか見つからないと。

そういう中で、先ほど一定の経過措置を設けることなどを考えているとありましたが、どのぐらいの期間を目途にするのでしょうか。

(事務局) この点については横浜市独自に経過期間を決めることとなりますが、まだ具体的に何年とは考えておりません。

(大野委員) しばらくは基準を満たせていない状況となりますが、やむを得ないということですか。

(事務局) そうです。

(大野委員) しかし、省令の基準を満たさなければならぬわけですから、厳しい感じがします。

(事務局) 経過措置を設けることは、横浜市独自の判断で、省令に違反してしまう部分を許容することとなります。その場合、基準を満たせないクラブへ対しては、指導させていただきながら、安全に活動をしてもらうということとなります。ただ、余り長い期間その状況にはしておけないと思っています。

(大野委員) 近所に学童がありますが、預かっている子どもたちも多いのでこの基準は厳しいのかなと思います。その学童については、すぐ広いところへ移転することは、場所がないのでなかなかできないのではないかと思います。

(事務局) 確かに、基本的に場所がないのです。仮に見つかったとしても、立地が難しいことがあります。御近所の御理解をいただく必要があることや公園が近くにあること、そういったことを考慮すると本当に難しいのですが、こればかりは探すしかないものですから、さまざまな方法で不動産物件の情報収集を行ってきました。市役所の中でも、当分使わない土地があるとか、何か貸してもらえるような区画があるのであれば、とりあえずその情報を下さいということ、全庁的にもお願いしました。

また、例えば区役所などで土木事務所の方などは地域に出ますので、そのときに空き地とか空き物件があるといった地域の情報を寄せてほしいとお願いしていますが、正直、確実性には欠けるところがございまして、今後どうしていくかが課題でございます。

(大野委員) ありがとうございます。

(橋本部会長代理) 省令には、授業がある日は一日につき3時間以上となっていますが、放課後キッズクラブはこの基準を満たせるのでしょうか。

(事務局) 放課後キッズクラブを利用する留守家庭児童は、放課後から通して活動しているため、放課後児童健全育成事業としての開所時間は3時間以上となり、基準を満たすこととなります。

(相原委員) 第10条のところの放課後児童支援員について、第3項にある「次の各号のいずれかに該当する者」が放課後児童支援員の資格要件とありますが、これは現状従事されている方々はこれに該当しているのでしょうか。もしくは、この要件を満たせず、やめざるを得ない方が出てくるのでしょうか。

(事務局) 現在お勤めの方に対して、これらの資格要件を必須にしているわけではありません。実際、いずれかの資格をお持ちの方はいらっしゃると思いますが、該当しない方もいると思います。

今後、新規に採用する場合には、この要件に適合した方を採用することになると思います。この指導員の資格については従うべき基準で、この第10条に書かれているものと、附則の第2条に書かれている研修修了者予定者を含むという5年間の経過措置部分以外のものはございません。

また、資格要件を満たしていませんが、長い間、地元で放課後の事業にかかわってくださっている方々が少数いらっしゃると思っております。

それから、第10条3項の9号のところに「高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事

業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」。この「類似する事業」について、おそらく解釈通知で示されるのですが、ここにはまっ子ふれあいスクールが入らないと、はまっ子のスタッフの皆さんが、今後放課後キッズクラブになったときに資格要件を満たせない可能性があります。ここにははまっ子ふれあいスクールのスタッフも認めていただけるように、国の専門委員会で放課後児童育成課長が委員として入ったときに伝えてきましたし、だからこそ、この条文が入っていると思うので、含まれるのではないかと考えております。

(相原委員) ありがとうございます。

(明石部会長) 次回の部会では、省令の基準を踏まえて、横浜市の基準案が出てくるのですね。そのときには、省令に従う部分と、参酌する部分をうまく説明していただけると、議論しやすいと思います。

(事務局) わかりました。

(大野委員) 第6条にある非常災害時の具体的な計画について、おそらくこれは災害時の防災計画マニュアルといえますか、こういったものを事業者が作らなければならないということだと思いますが、これは市のほうで全体的なものを作るのでしょうか。それとも、事業者ごとにこういう具体的な災害時に対する計画を作るのでしょうか。

(事務局) 災害時の設備を設けることや具体的計画を立てること自体は、運営主体や事業者にやっていただくのですが、その際に、例えばそのための消火器を買うお金が必要ではないかとか、具体的計画のひな型をこちらのほうで御用意するか、というのは検討事項であると思っています。

(大野委員) 事業所ごとにはちょっと無理ではないかなと私は思います。なかなかそういったノウハウを持った方がいないので、やはり市のほうでそのあたりのマニュアルやガイドラインのようなものを作っていたきたいと思います。そういった形で示してあげないと、実施自体が難しいですし、東日本大震災のときも放課後児童クラブや放課後キッズクラブも混乱したようですから、そういったマニュアルは必要だと思うのです。よろしくをお願いします。

(事務局) わかりました。

(明石部会長) ほかにいかがでしょうか。質を上げるということで、かなりハードルが高い面もあります。これは方向性としてはよろしいと思いますが、質を高めつつ、量も保証しなければいけませんもので、そのあたりは横浜らしさを出していくことが必要だと思います。例えば、事業としては20年実施してきている、はまっ子ふれあいスクールでの従事経験を、放課後キッズクラブに転換した際にも資格要件として活かせるような方向でいけたらよいと考えております。

次回の部会では、横浜市の基準案について検討させていただきまして、市民意見募集をしていくという方向でございます。それでよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(明石部会長) ありがとうございます。議事については以上でございます。そのほか、委員の方々に何か御意見がございましたらお願いいたします。なければ、平成26年度第1回「横浜市子ども・子育て会議放課後部会」を終了させていただきます。

資料	資料1 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿 資料2 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿 資料3 放課後部会の検討事項・スケジュール（案） 資料4 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準省令 参考 子ども・子育て支援新制度施行に向けた主なスケジュール
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。